

受付

41.8.24

反吉

金

鳥取県公報

目次

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当該休日は、

(たる翌日)

高等学校教諭二級普通免許状 昭四一高二普第三号 吉村誠之助 島根県

免許状の種類 番号 氏名 本籍地

△告示

教育職員の免許状の授与

手縄第二種漁業(えびけた網漁業)の許可の申請期間

土地改良事業計画書等の継続

数人が共同して行なう土地改良事業の施行に係る換地処

分離の指定

町営土地改良事業の施行に係る換地処分

解除予定の保安林にする旨の通知

道路の位置の指定

△公安告示

道路交通法による聴聞の実施

△雑報

鳥取食糧事務所管内出張所の位置の変更

鳥取県告示第四百三十三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第一項に規定する小型機船底びき網漁業(うち手縄第二種漁業(えびけた網漁業))の許可の申請期間を次のとおり定めたので、鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)第九条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第四百三十四号

昭和四十一年五月二十三日付けで鳥取市妙徳寺富吉安治ほか十五人の者

から申請のあつた共同で行なうとする土地改良事業計画及び規約につい

て、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十五条第三項にお

いて準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当

と認めたので、同法同条第五項の規定により、次のように継続に供する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事 石破二朗

一 継続に供する事業の名称、土地改良事業計画書及び規約の写し

告

示

鳥取県告示第四百三十二号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第二百四十七号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事

石

破

二

朗

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事

石

破

二

朗

田中 宣二	字長丁一四五番六	幅員 四メートル
字二久保田一六一一番地先農	一部 延長	道
字向畠二二五番一地先農	一一三メートル	道
公安委員会告示		
鳥取県公安委員会告示第三十一号		
道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。		
昭和四十一年八月十九日		
鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔭	本 山 谷	入 江
二 聽聞当事者の住所及び氏名	西 川	間 島
1 岩美郡岩美町大字久志羅二七〇	岩 成 敏 深	中 島
2 岩美郡岩美町大字久志羅二七〇	本 利 一	口 島
3 鳥取市紙子谷三五の四	森 幸 孝	坂 達
4 鳥取市安長八〇一の一	岡 一	江 彰
5 鳥取市銀治町二一	本 正 勇	正 澄
6 鳥取市津ノ井二六四の二	幸 博	史 勉

一 聽聞の期日及び場所
昭和四十一年八月三十日 午前十時から
鳥取市東町 鳥取県警察本部内(県庁七階)
鳥取県公安委員会委員室

二 聽聞当事者の住所及び氏名
1 岩美郡岩美町大字久志羅二七〇
2 岩美郡岩美町大字久志羅二七〇
3 鳥取市紙子谷三五の四
4 鳥取市安長八〇一の一
5 鳥取市銀治町二一
6 鳥取市津ノ井二六四の二

鳥取県告示第四百三十五号	二 縦覧に供する期間 昭和四十一年八月十九日から二十日間
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第一項の規定に基づき、東伯郡関金町泰久寺六百四十三番地 山根隼三ほか十七人が共同して行なう土地改良事業の施行に係る東伯郡関金町泰久寺地区の換地処分があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。	三 縦覧に供する場所 鳥取市役所
昭和四十一年八月十九日	四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。	
鳥取県知事 石 破 二 朗	

鳥取県告示第四百三十六号	一 解除予定に係る保安林の所在場所 八頭郡八東町大字妻鹿野字扇山(国有林。次の図に示す部分に限る)(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。)
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第一項の規定に基づき、東伯郡関金町が行なう町営土地改良事業の施行に係る東伯郡関金町泰久寺地区の換地処分があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。	二 保安林として指定された目的
昭和四十一年八月十九日	三 水源のかん養
鳥取県知事 石 破 二 朗	四 避難小屋敷地とするため
昭和四十一年八月十九日	(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)
鳥取県知事 石 破 二 朗	五 解除の理由
申請人の住所 所及び氏名 鳥取市片原 二丁目一〇	六 道路の位置の指定場所 鳥取市田島字大星向北側一一九番一一
道路の位置の指定場所 鳥取市桂見七七六	七 道路の幅員及び延長 鳥取市古市二九二
鳥取市馬場町三八	八 鳥取市大村六〇
岩美郡国府町大字麻生四〇八の一	九 鳥取市寺町 宮内莊アパート六号
岩美郡国府町大字上地三七九	一〇 鳥取市布勢四〇七
八頭郡郡家町大字猿波一三四	一一 鳥取市桂見七七六
八頭郡郡家町大字上津黒一九七の三	一二 鳥取市大村六〇
八頭郡郡家町大字下峯寺一八〇の一	一三 鳥取市桂見七七六
八頭郡河原町大字曳田三七の一	一四 鳥取市馬場町三八
八頭郡智頭町大字新見二二七の一	一五 鳥取市片原 二丁目一〇
八頭郡佐治村大字春米一一八	一六 鳥取市田島字大星向北側一一九番一一
気高郡気高町大字宝木一〇〇五	一七 鳥取市桂見七七六
気高郡気高町大字勝見六八〇の三	一八 鳥取市桂見七七六
倉吉市津原四〇四	一九 鳥取市桂見七七六
倉吉市下福田三七二	二〇 鳥取市桂見七七六
倉吉市福吉町一一四四	二一 鳥取市桂見七七六
倉吉市東町四二二	二二 鳥取市桂見七七六
倉吉市東町四二二	二三 鳥取市桂見七七六
倉吉市本泉一一四	二四 鳥取市桂見七七六
東伯郡三朝町大字本泉一一四	二五 鳥取市桂見七七六
東伯郡三朝町大字本泉一一四	二六 鳥取市桂見七七六
東伯郡三朝町大字本泉一一四	二七 鳥取市桂見七七六
東伯郡三朝町大字本泉一一四	二八 鳥取市桂見七七六
東伯郡三朝町大字本泉一一四	二九 鳥取市桂見七七六
東伯郡三朝町大字本泉一一四	三〇 鳥取市桂見七七六
東伯郡北条町大字田坂五三八	三一 鳥取市桂見七七六

鳥取県告示第四百三十七号
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所 八頭郡八東町大字妻鹿野字扇山(国有林。次の図に示す部分に限る)

二 保安林として指定された目的

三 水源のかん養

四 避難小屋敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

五 解除の理由

申請人の住所 所及び氏名 鳥取市片原 二丁目一〇

道路の位置の指定場所 鳥取市田島字大星向北側一一九番一一

道路の幅員及び延長 鳥取市桂見七七六

受付

41.8.24

鳥取県公報

第3761号

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

第3761号

目 次

規 則

訓 令

鳥取県訓令第九号

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 一

鳥取県告示第四百三十九号

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 一

鳥取県皇族奉迎本部設置規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十一年八月二十三日

鳥取県皇族奉迎本部設置規則を廃止する規則

鳥取県第三十六号

鳥取県皇族奉迎本部設置規則を廃止する規則

鳥取県皇族奉迎本部設置規則(昭和四十一年六月鳥取県規則第二十一号)

鳥取県皇族奉迎本部設置規則を廃止する規則

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雜 報

鳥取食糧事務所管内出張所の位置を次のとおり変更したのでお知らせします。

昭和41年8月19日

鳥取食糧事務所長 村 越 久 夫

移転出張所名 庁舎所在地

鳥取食糧事務所倉吉支所三朝出張所 東伯郡三朝町字大瀬1236の1